

指定医療機関に係るQA

番号	項目	Q	A	掲載日
1	自己負担額管理票	経過措置対象者については、医療費の自己負担額が負担上限月額に達しているか否かに関わらず、入院時の食事療養費の1/2は公費負担になるのか。	お見込みのとおりです。 経過措置対象者の食事療養費は、自己負担額に含まれません。 負担額上限月額に達していない場合でも、1/2部分は全額公費負担になります。	H26.12.25
2	自己負担額管理票	調剤日と患者様へ薬をお渡しする日が違う場合、自己負担額管理票の記載日はいつになるか。	レセプト請求月をご記入ください。	H26.12.25
3	自己負担額管理票	心身障害者医療費受給資格証をお持ちの方等はどのように記入すればいいか。	心身障害医療費受給資格証の限度額までを患者様から徴収し、自己負担額管理票には特定医療費で負担するまでの額をご記入ください。 例) ①特定医療費(指定難病)医療受給者証の限度額5,000円 ②心身障害者医療費受給者証の限度額2,000円 ③患者負担額(3割)10,000円 →③と①の差額5,000円を特定医療費で負担します。 ①と②の差額3,000円を心身障害者医療費で負担します。 最終的に患者様が支払う額は②の限度額の2,000円で、 自己負担額管理票への記入額は①の5,000円になります。 54と80の併用については、下記の「レセプト記載事項例」をご参考ください。 http://www.pref.okayama.jp/page/419772.html	H26.12.25
4	自己負担額管理票	訪問看護サービス利用料は利用月と請求月のどちらを記入すればいいか。	利用月を記入してください。 例) 1月5日～1月30日利用、2月15日請求 →管理票「1/30」 月内の利用日が複数ある場合、その最終日を記入してください。 利用した日の翌月に利用料を請求する場合には、利用した月の自己負担の累積額を確認したうえで、患者から徴収し、当確額を自己負担額管理票に記載してください。	H26.12.25
5	自己負担額管理票	自己負担額の累積額が月額上限に達したあとも記載しなければならないか。	「軽症者特例」及び「高額かつ長期」による今後の申請に必要な事項となりますので、自己負担額の月額上限達した後も、医療費総額の記載をお願いします。	H29.2.8

6	自己負担額 管理表	単県公費で1割負担の患者様の場合はどうすればいいのか。	<p>自己負担額が本来3割で、心身障害者医療費受給資格証をお持ちのため1割になる場合は、3割から2割の間は特定医療費で、2割から1割の間は心身障害者医療費で請求してください。ただし、負担額上限月額に達してからは特定医療費で請求してください。</p> <p>例)請求点数1,000点で、患者負担3割、特定医療費の負担上限月額が5,000円、心身障害者医療費受給資格証の限度額が2,000円の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険負担 7,000円 ・特定医療 1,000円 ・心身障害者医療費1,000円 ・患者の支払い 1,000円 <p>管理票へは特定医療費が入るまでの額、2,000円を記入してください。</p>	H27.12.30
7	自己負担額 管理票	指定難病の患者様は全員2割負担になるのか。	患者負担割合が3割の方は、2割負担になります。1割2割負担の方について、本来の負担割合が適用されます。	H27.1.30
8	受給者証	患者様が受給者証を忘れた場合はどうすればいいのか。	限度額が確認できない場合は、通常を受診と同様の患者負担割合を徴収してください。患者負担割合が3割の方には、3割で請求してください。後日、償還払いを行います。	H27.1.30
9	申請	岡山県外にお住まいの患者様が受診する場合どうすればいいのか。	所在地を管轄する都道府県指定を受けていれば、他の都道府県にお住まいの患者であっても、医療費助成を行えます。	H27.1.30